

## 議案第48号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立鳥取産業体育館 及び鳥取県営鳥取屋内プール）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 公の施設の名称 鳥取県立鳥取産業体育館  
鳥取県営鳥取屋内プール
- 2 指 定 管 理 者 鳥取市布勢146番地の1  
財団法人鳥取県体育協会  
会長 田 淵 康 允
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 理 由 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの管理業務を効果的かつ効率的  
に行うため、財団法人鳥取県体育協会を指定管理者として指定しよう  
とするものである。